

越谷市感染症管理システム導入・運用業務委託 企画提案選考会実施要領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、既存の感染症対応の効率化を図るとともに、新興感染症が流行した場合に対応し得る体制整備を目的として、感染症管理システムの導入及び運用業務を委託する。

2. 業務概要

(1)業務名

越谷市感染症管理システム導入・運用委託

(2)場所

越谷市保健所 感染症保健対策課 越谷市東越谷十丁目31番

(3)業務内容等

別紙2「越谷市感染症管理システム導入・運用業務委託仕様書」のとおり

(4)履行予定期間

- ①越谷市感染症管理システム導入・運用業務委託 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- ②越谷市感染症管理システム運用業務委託 令和7年度～令和11年度まで

※運用業務委託は、令和7年度以降単年度契約を予定しているが、今回の提案金額は令和11年度までの5年間とすることとする。ただし、運用業務委託は令和7年度以降に予算が成立した後の契約となるため、履行期間中に予算が成立しない場合は、当該年度の委託契約は行わないこととする。

(5)委託料限度額(消費税及び地方消費税を含む)

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ①越谷市感染症管理システム導入・運用業務委託 上限額 | 7,000,000円 |
| ②越谷市感染症管理システム運用業務委託 上限額 | 11,000,000円 |

2. 選考会に参加できる者の形態

単体とする。

3. 参加に必要な級別格付等の条件

参加に必要な条件は次のとおりとする。

令和6年度越谷市物品購入等入札参加資格者として、電算業務の業種で登録があること。

4. 参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成30年告示第349号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成9年告示第8号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

い者であること。

- ④ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱(平成26年告示第202号)に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあっては、市長が特に本プロポーザルに参加させることが適當と認める者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあっては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切において入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5. 想定スケジュール

区分	項目	日程
一次審査	実施要領等の公表	令和6年6月3日(月)
	質問の受付	令和6年6月3日(月)から 令和6年6月10日(月)まで
	質問の回答	令和6年6月17日(月)
	参加申込書等の受付	令和6年6月3日(月)から 令和6年7月1日(月)まで
	一次審査結果の公表・通知	令和6年7月10日(水)
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和6年7月18日(木)・19日 (金)
	二次審査結果の公表・通知	令和6年7月31日(水)
	見積書の提出及び契約	令和6年8月中

6. 選考形式

【1次審査】企画提案書等の書面審査

本選考会の参加申込者が6者を超えた場合、下記の「評価基準」により、企画提案書等の書面審査を行い、上位6者を選定する。

※審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

【2次審査】プレゼンテーション・ヒアリング

越谷市感染症管理システム導入・運用委託公募型プロポーザル審査選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、1次審査で選定された者について、企画提案書等及びこれらに基づくプレゼンテーション・ヒアリングの内容を踏まえ、以下の基準により審査を行う。

審査の結果、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者1者(以下「最優秀者」という。)を委託予定業者とする。

※合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者のうち、見積金額が最も低い参加者を委託予定業者とする。この際、見積金額が最も低い参加者が複数ある場合は、越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。

※全ての参加者から適切な提案がない場合(下記の評価基準にある評価項目の合計配点の60%未満)は、候補者を選定せず、本選考会の手続きを中止する。

※審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

【評価表】

評価の分類	評価項目	評点	着眼点
提案書による 提案内容(30点)	業務遂行能力の妥当性、優位性	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体、国等への導入実績
	基本的な考え方や業務目的の妥当性、理解度	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者、担当者の経験、資格等
	プロジェクト管理の妥当性、優位性	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を理解し、留意すべき点などの意見が具体的に記載されているか ・プロジェクト管理が具体的かつ適切なものか
	感染症管理システム機能要件の充足度、優位性	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件が充足しており、効果的であると判断できるか
	感染症管理システム非機能要件の充足度、優位性	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティに関する具体的な記載、対応方針が記載され、効果的であると判断できるか
	役務要件(操作研修の妥当性、優位性データ連携、データ移行)の妥当性、優位性	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・役務要件についての説明が具体的に記載されており、妥当性及び優位性があるか
	拡張性、将来的な業務改善に関する提案の妥当性、優位性	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張性、将来的な業務改善に関する具体的な提案があり、妥当性及び優位性があるか
	システム構築の妥当性、優位性	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築、運用・保守に関する具体的な記載があり、その妥当性及び優位性があるか
	運用・保守の妥当性、優位性	3点	
	追加提案の妥当性、優位性	3点	
見積提示金額 (30点)	見積額による評価	30点	<p>提出された見積書について、下記のとおり評価を行う</p> $30 - \{(\text{見積額} - \text{委託料限度額の } 80\%) / \text{委託料限度額} \} \times 100$ <p>(1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。)</p> <p>また、委託料限度額の80%を下回る見積額については、30点とする。</p> <p>※委託料限度額=18,000,000円</p>
プレゼンテーション・ ヒアリング(40点)	業務理解の充足度、優位性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行上の重要事項、課題、作業方法等に対する認識の深さ
	プロジェクト管理の充足度、優位性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・市の意図している目的に対するアプローチは適正か
	感染症管理システムの機能の充足度、優位性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された手順は効率的かつ適正なものか
	感染症管理システムの操作性、拡張性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独自のノウハウや知識が生かしてあるか
	システム運用の充足度、優位性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼン内容から参加者の意欲やスキルが感じられるか
	システム運用に向けた支援の妥当性・優位性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な完成度
	プレゼンテーションの充足度、優位性	5点	
	総合評価	5点	
合計		100点	

7. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年6月3日(月)から7月1日(月)まで

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 配布資料

・越谷市感染症管理システム導入・運用業務委託企画提案選考会実施要領

・越谷市感染症管理システム導入・運用業務委託仕様書

・【様式1】参加申込書

・【様式2】見積書

・【様式3】質問書質疑期間 令和6年6月10日 17時15分まで

8. 質疑方法

質疑期間 令和6年6月10日(月) 17時15分まで

質疑方法 【様式3】質問書に必要事項を記入し、電子メールで提出

(感染症保健対策課 E-mail アドレス:kansentaisaku@city.koshigaya.lg.jp)

回答日時 令和6年6月17日(月)

回答方法 質疑回答書をホームページで公表

※質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと

9. 提出書類

受付期間 令和6年6月3日(月)から7月1日(月)17時15分まで(必着)

応募方法 下記の提出書類を越谷市保健所感染症保健対策課窓口へ直接持参、郵送又は
電子メール(kansentaisaku@city.koshigaya.lg.jp)

※郵送とする場合は、書留郵便やレターパックなどによること。

提出書類

- ① 参加申込書(紙媒体【様式1】) …1部
- ② 企画提案書(紙媒体【任意様式】)…10部
- ③ 見積書(紙媒体【様式2】) …各1部
- ④ 見積明細書(紙媒体【任意様式】)…各1部
- ⑤ 越谷市感染症管理システム機能要件一覧表 1部

※見積書・見積明細書については、感染症患者管理システム導入・運用業務委託、
越谷市感染症管理システム運用業務委託ごとに各1部提出すること。

※企画提案書データ・感染症管理システム機能要件一覧表、見積書、内訳書の入ったCD-Rも1部提出すること。なお、データ形式は原則PDFとする(Word、Excel、PowerPointも可)。

◎提出書類の作成にあたって

(1) 企画提案書の作成

・企画書に記載する内容は、見積書にて示した価格の中で、実施できる内容のみを記載

すること。

- 企画書はA4縦サイズとし、100ページ以内とする。提出書類は用紙左に2穴パンチ穴をあけ、A4縦サイズのファイルに綴じて提出すること
- 記載内容については、以下の章立て・内容に沿って作成し、ページ番号を付し、目次をつけること。

章	項目	記載内容
第1章	会社概要	・提案事業者の会社概要
第2章	提案コンセプト	・提案方針や概要、提案のポイント
第3章	スケジュール	・開発工程 ・本市との協議日程や協議内容等
第4章	取組体制	・開発体制、サポート体制 ・体制メンバーの経歴
第5章	システム要件	・システムの概要、更生、機能、特徴、推奨理由等 ・システム全体像のイメージ図、構成図等 ・想定される課題や問題点がある場合についての解決方法及び実現方法 ・法改正等に対する対応方針、拡張性に関する考え方
第6章	データ連携	・他システムからのデータ取込、反映方法
第7章	導入作業	・テスト計画 ・操作マニュアルや研修内容等
第8章	運用保守	・障害対応 ・運用保守内容(保守対応と保守範囲外等含む)
第9章	利用環境	・データ管理、操作ログ管理、データバックアップ管理等
第10章	追加提案	・独自の提案やアピールポイント

(2) 見積書作成に係る注意事項

① 委託料限度額の範囲

- 越谷市感染症管理システム導入業務委託(令和6年度) 7,000,000円以下
 - 越谷市感染症管理システム運用業務委託(令和7~11年度) 11,000,000円以下
- ※いずれの金額も消費税及び地方消費税を含む。

※これを超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効とし、失格とする。

② 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額(課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

③ 見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者(代理人で指名参加登録している場合は、代理人)を記載し、代表者印(代理人の場合は、代理人の印)を押印すること。

④ 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書(課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること)を添付すること。見積書記

載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。

- (5) 見積明細書の様式は問わない。
- (6) 見積書、見積内訳書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。
- (7) 越谷市感染症管理システム導入・運用業務委託については、導入費用と運用費用の明細が分かるよう明細をつけること。

10. プレゼンテーション・ヒアリングについて

日 時 令和6年7月18日(木)及び19日(金)の指定時刻(持ち時間 60分)

※詳細時刻は別途通知する。

会 場 越谷市保健所 大会議室

機 器 会場にはプレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンは用意する。

【プレゼンテーション留意事項】

- (1) 原則非公開で行うものとする。
- (2) 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む5名以内とする
- (3) 説明は提案書に記載した内容に限る。
- (4) プrezentationには、提出した提案資料の拡大パネル(A1判)、パワーポイント等によるスライド又はその両方を使用することができる。なお、原則として、提出した提案資料に加筆することはできないものとするが、パワーポイント等を使用するため、編集を行うことは可とする。
- (5) 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとする。

11. 契約の締結

提案内容に基づき協議し、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

12. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格(選定対象からの除外)とする

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合。
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合。
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合。
- (8) 二次審査発表までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合。
- (9) その他越谷市が不適合と認める場合。

13. その他

(1) 辞退について

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリングを辞退する場合は、書面(書式自由。ただし、A4判とする。)により、令和6年7月17日(水)までに感染症保健対策課まで、持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 参加申込書、技術提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出資料に記入した配置予定者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ越谷市から承諾を得るものとする。

(4) 提出資料の取扱い

- ① 提出された参加申込書、技術提案書等は返却しない。
- ② 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用(複製、転記又は複写等)することができるものとする。
- ③ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④ 最優秀者として選定された提案資料については、市ホームページ等において公開できるものとする。この場合において、越谷市から求めがある場合には、選定された者は、当該資料のPDFデータを越谷市に提供するものとする。

(5) 選考委員による参加者全員の評価等審査内容は越谷市ホームページで公表する。

(6) 選定委員会において、最優秀者として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

(7) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

(8) 運用業務委託は、令和7年度以降の当初予算により予算化された後の発注になる。当初予算による予算化ができない場合、委託契約の締結は行わない。この場合における参加者からの損害賠償請求には一切応じないこととする。